平成２０年（フ）第５４０号
大阪府泉佐野市高松東２－４－３―502、住民票上の住所大阪府泉佐野市高松西２丁目5617番地　1012
破産者　冨井　隆春
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９６５８号
大阪府松原市阿保３丁目６番２―501号、開始決定時の住所大阪府堺市美原区さつき野西３丁目８番地12
破産者　横山信太郎
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０６２号
大阪市住之江区西加賀屋４丁目５番２号フォンタルトマト３Ｃ、開始決定時の住所大阪市住之江区南港中４丁目７番23―1001号
破産者　梅原　修一
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０６３号
大阪市住吉区我孫子東２丁目４番３―206号、前住所大阪市住之江区平林北２丁目３番４号
破産者　梅原　　卓
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７６２号
大阪府吹田市山田東１丁目31番Ａ―508号
破産者　久保　康惠
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６３４号
奈良市鳥見町４丁目２番地富雄団地12―104号、開始決定時の住所奈良県生駒市俵口町623番地２
破産者　阿野満喜夫
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７１１号
大阪市東成区大今里南２丁目10番10号今里南メゾン503号、開始決定時の住所大阪市生野区鶴橋２丁目８番15号
破産者　木村　悦子
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２５７号
岡山市北区横井上1610―２箕浦アパート101、開始決定時の住所大阪府東大阪市下小阪５丁目８番４号
破産者　田邊　　哲
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３９０号
大阪府豊中市庄本町２丁目７番１―212号
破産者　水田　和也（旧姓西村）
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５６７号
大阪府守口市金田町３丁目40番２号
破産者　上野美由起
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４５９号
大阪市西区新町１丁目４番30号603
破産者　青木　広積
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５０４号
大阪市平野区長吉長原２丁目６番28号　ナチュレ長原102、前住所大阪府八尾市跡部南の町２丁目１番18号
破産者　萩　　清一
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５２４号
大阪市港区港晴１丁目７番Ａ―405号
破産者　東シナ海こと　岩下加代子
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９４６号
大阪市東住吉区杭全６丁目２番17―４Ｄ号
破産者　速水　卓也
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２１５号
大阪市淀川区西宮原２丁目６番20―306号、前居所大阪市東淀川区西淡路４丁目15番23号ベルアーバニティ東淀川502号
破産者　川阪　智道
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３３６号
大阪市鶴見区諸口６丁目１番13―501号
破産者　福岡　　稔
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３９３号
大阪市都島区善源寺町２丁目５番25号、前住所大阪市都島区都島北通２丁目15番14号　スパジオ都島北通501号
破産者　京田　正男
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１４号
奈良市古市町1660番地の18
破産者　中谷　生雄
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所